

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日)

目次

◇告 示 新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画の変更の適否の決定

保安林の指定の解除(二件)

保安林の指定の解除予定(二件)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

昭和五十八年十二月十八日執行の衆議院議員総選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第百十八号

昭和五十八年六月七日付けで日南町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(神戸上地区維持管理)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場及び日野郡日南町生山六一九日南町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十九号

昭和五十九年一月十三日付けで泊村から申請のあつた土地改良(園地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準

用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十号

昭和五十八年四月五日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（日吉津地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年二月十五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十九年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字日吉津一八六八の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

気象観測施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十九年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字日吉津一八六八の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字拾石字東平裏山通り三九四の四、四〇〇の一（以上

二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年二月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和五十九年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十九年二月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 日時 昭和五十九年二月十七日(金)午前十時

二 場所 鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の証票について

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
鳥取県税理士政治連盟	主たる事務所の所在地	西伯郡日吉津村大字富吉一〇三八	八頭郡郡家町大字郡家二八一四	昭和五十二年十二月七日	その政治団体
"	代表者の氏名	富山 実	羽淵 孝義	"	"
"	会計責任者の氏名	佐伯 巍之	山根 幹男	"	"
あすの明るい米子を築く会	主たる事務所の所在地	米子市久米町一三	米子市両三柳二八四六一一	昭和五十二年十二月十六日	"
"	代表者の氏名	持田 友延	足立 延愛	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年二月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
三朝町平林鴻三後援会	名越 典由	安井 由竹	東伯郡三朝町山田一七四一	昭和五十八年十二月十日	その政治団体
久世公堯鳥取県後援会	広田 藤衛	寺坂伊千次	鳥取市元町三二七	昭和五十八年十二月十七日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年二月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称 三朝町平林鴻三後援会

報告年月日 昭和59年1月13日

(昭和58年2月25日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 44,986円

ア 前年繰越額 44,986円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 44,986円

2 支出の内訳

政治活動費

組織活動費 44,986円

合 計 44,986円

政治団体の名称 久世公麿鳥取県後援会

報告年月日 昭和58年12月27日

(昭和58年12月27日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 200,000円

ア 前年繰越額 200,000円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 200,000円

2

経常経費

備品・消耗品費 200,000円

合 計 200,000円

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十九条第一項の規定により提出された昭和五十八年十二月十八日執行の衆議院議員総選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十九年二月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 昭和58年12月18日執行衆議院議員総選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

13,839,400円

3 報告書の要旨

候補者名	打田重徳	所属党派	無所属	期間	1月17日から 1月20日まで	第2回分
出納責任者名	打田明子					

収入	円	支出	円
主たる寄附	—	人件費	—
		家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通信費	27,310
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		宿泊費	—
		雑費	—
その他の寄附	1件 27,310		
その他の収入	—		
今回計	27,310	今回計	27,310
前回計	3,799,478	前回計	3,799,478
総計	3,826,788	総計	3,826,788

報告書受理年月日	昭和59年1月24日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者名	野坂浩賢	所属党派	日本社会党	期間	12月27日から 1月13日まで	第2回分
出納責任者名	山本篤行					

収入	円	支出	円
主たる寄附	—	人件費	—
		家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通信費	48,540
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		宿泊費	—
		雑費	—
その他の寄附	—		
その他の収入	—		
今回計	—	今回計	48,540
前回計	9,500,000	前回計	7,420,974
総計	9,500,000	総計	7,469,514

報告書受理年月日	昭和59年1月24日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者名	平林鴻三	所属党派	自由民主党
氏名	平林鴻三	所属党派	自由民主党
出納責任者	渡辺寛大夫	期間	12月29日から 1月24日まで
			第2回分

収入	円	支出	円
主たる寄附	—	人件費	—
		家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通信費	105,940
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		体泊費	—
		雑費	—
その他の寄附	—		
その他の収入	—		
今回計	—	今回計	105,940
前回計	6,500,000	前回計	5,808,481
総計	6,500,000	総計	5,914,871

報告書受理年月日 昭和59年1月24日 第2回報告分

候補者名	武部文	所属党派	日本社会党
氏名	武部文	所属党派	日本社会党
出納責任者	中尾茂信	期間	12月25日から 1月26日まで
			第2回分

収入	円	支出	円
主たる寄附	—	人件費	—
		家屋費	—
		選挙事務所費	—
		集合会場費	—
		通信費	124,300
		交通費	—
		印刷費	—
		広告費	—
		文具費	—
		食糧費	—
		体泊費	—
		雑費	—
その他の寄附	—		
その他の収入	—		
今回計	—	今回計	124,300
前回計	12,000,000	前回計	7,379,709
総計	12,000,000	総計	7,504,009

報告書受理年月日 昭和59年2月1日 第2回報告分